

申5号 2023年度年末手当に関する申し入れ提出！

本部は、10月8日に申5号「2023年度年末手当に関する申し入れ」を提出しました。JR東日本会社は、7月29日に2023年度第1四半期決算を発表しました。単体・連結ともに増収増益となり、営業収益は3期連続の増収となりました。社会活動は回復し、通勤需要やインバウンド需要が増加したことで、運輸収入は2019年度末の水準を越えています。ゴールデンウィーク、夏季輸送、9月の3連休など、鉄道収益は着実な回復を遂げています。その一方で、「変革2027」のスピードアップを更に推進するために、「モードチェンジ」を掲げ「グループ収益最大化」、「融合と連携」を拡げ深めるとしています。各支社で（営業）統括センターの設置が拡大され、系統間の業務の融合や企画業務を現業機関で行う体制が加速しています。乗務員が駅業務等に従事、運転士が車掌として勤務することも拡大しています。また、ダイヤ改正の度に乗務効率が上昇し、確実に労働密度は高まっています。

さらに、コロナ禍で緊急抑制された期末手当などの切り下げられた賃金と、とどまることのない物価の上昇による生活の苦しさはいささかも改善されていません。安全を第一に鉄道輸送を維持してきたことが、収益確保と黒字増加に繋がっていることは明らかです。他方で、矢継ぎ早に出される賃金制度や育児支援制度の内容は、組合員の要望とはかけ離れたものであり、何のため、誰のための改善なのか実感できないという声も上がっています。収支の黒の字化を成し遂げた今こそ、会社は一人ひとりの努力に対して、期末手当において報いるべきです。私たちは、組合員の生活実感に基づき、賃金の安定を通じた生活の保障を実現するため、下記のとおり申し入れました。職場から議論を巻き起こし満額獲得をしよう！

1. 2023年度年末手当については、全組合員に基準内賃金の4.5か月分を支給すること。なお、エルダー組合員に対する2023年度精勤手当（年末支給分）についても同様に支給すること。
2. 2023年度年末手当の支給にあたっては、不公平感を解消するために、賃金規程第145条に掲げる成績率を適用しないこと。
3. 回答指定日については、11月16日までとすること。
4. 支払指定日については、12月10日までとすること。

ガソリン代高騰！生活必需品高騰！ 安心・安定した生活のために満額支給を勝ち取るぞ！